

令和元年 第4回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 令和元年8月29日(木) 午後3時00分
 場 所 役場中会議室
 出席者 本庄教育長、武岡教育長職務代理者、寺田委員、小林委員、佐々木委員
 出席職員 山崎教育部長、北村学校教育課長、山谷学校教育課参事、石川社会教育課長、
 須藤子ども未来課長、佐々木学校教育課主幹、三浦社会教育課主幹、小川子ども未来課主幹、
 玉木総務係長、高島学校教育係長、米内学校教育係主査、木村給食センター係長、
 飛山文化財保護係長、栄木子育てサポート係長
 傍聴者 なし

<p>【開会の宣言】 教育長</p>	<p>ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和元年第4回当別町教育委員会定例会を開催致します。</p>
<p>【議事日程】 教育長</p>	<p>日程につきましては、各委員に配付しています日程表により議事に入ります。</p>
<p>【日程第1】 教育長</p>	<p>日程第1、議案第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明) 只今、議題となりました議案第1号令和2年度に使用する小学校用及び中学校用教科用図書並びに令和2年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書の1～4頁、議案第1号関係の別冊の1～15頁をご高覧ください。 第1地区教科用図書採択教育委員会協議会において、議案書の別記3～4頁のとおり決定されましたので、委員会の議決を得ようとするものです。 よろしくご審議をいただきますようお願いします。 なお、詳細は学校教育課長から説明します。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>ご説明申し上げます。 議案書の1～4頁、議案第1号関係の別冊の1～15頁までをご高覧ください。</p>

	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項及び第14条の規定に基づき、小学校と中学校で使用する教科用の図書については、今月7日（水）に開催されました第1地区教科用図書採択教育委員会協議会において、協議結果一覧のとおり決定されております。</p> <p>はじめに、議案書の別記3頁をご覧ください。</p> <p>令和2年度に使用する小学校用教科用図書については、新学習指導要領が来年度から実施されることから、本年度が採択替えの年となっております。また、昨年度との比較を別冊の1頁に掲載しておりますが、昨年度から変更になる科目は、「国語・書写」が「教育出版」から「光村図書」に、「算数」が「教育出版」から「東京書籍」に、「生活」が「東京書籍」から「教育出版」に、新たな科目の「外国語」が「教育出版」に決定しております。</p> <p>次に、議案書の4頁をご高覧ください。</p> <p>同じく令和2年度に使用する中学校用教科用図書については、前回の採択から4年が経過していることから、本年度が検定の年となっておりますが、使用する教科書は、来年度も平成28年度から使用している教科書になります。</p> <p>また、小学校用・中学校用特別支援学級用教科用図書（一般図書）が、新たに10種追加使用が承認されました。選定理由等は、小学校用教科用図書については、別冊の2～14頁、小中学校特別支援学級教科用図書（一般図書）が別冊の15頁に記載しておりますので、ご高覧ください。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありましたが、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、議案第1号は原案のとおり決定してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、議案第1号は原案のとおり決定致しました。</p>
<p>【日程第2】 教育長</p>	<p>日程第2、協議案第1号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>（提案の説明）</p> <p>只今、議題となりました協議案第1号当別町特定教育・保育施設及び特</p>

	<p>定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>議案書の5～21頁、別冊の1～33頁をご高覧ください。</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますようお願いします。</p> <p>なお、詳細は子ども未来課長から説明します。</p>
こども未来課長	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の5～21頁、別冊の1～33頁をご高覧下さい。</p> <p>子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、本年10月より、幼児教育、保育の無償化が実施されます。</p> <p>今回の条例改正は、保育料無償化の実施に伴う、子ども・子育て支援法の改正により、国が定める特定教育・保育施設の運営基準の変更と合わせて条例を改正するものです。</p> <p>膨大な条例改正となりますので、改正内容の概略を申し上げます。</p> <p>① 現在、本条例で定めております認定こども園など特定教育保育施設等の運営基準に加え、今回幼児教育無償化の対象に加わる旧制度幼稚園等、いわゆる特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設及び、それに伴う題名の変更。</p> <p>② 小規模保育事業者等が連携する認可保育施設の確保の緩和</p> <p>③ 幼児教育無償化に伴う新たな認定区分の新設に伴い、現在の教育・保育の区分を示す認定名称の変更（支給認定→教育・保育給付認定）</p> <p>④ 食事の提供に要する費用の取扱いの変更</p> <p>等を行っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>教育長</p> <p>小林委員</p> <p>こども未来課長</p>	<p>ただ今、提案説明がありましたが、ご質問等はございますか。</p> <p>これらの条例はいつからの施行されるのでしょうか？負担増になる家庭はあるのでしょうか。</p> <p>令和元年10月1日に施行となります。国の政策として、保育料が段階的に無償化されている中であるため、低所得者層は、保育料がすでに無償化されているため、新たに変更等はありませんが、主食費等の保育料以外については、消費税増税の関係から一部実費負担に見直されるため、千円程度、負担の増える家庭があると認識しています。</p>

<p>教育長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第2号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第2号は原案のとおり了解致しました。</p>
<p>【日程第3】</p> <p>教育長</p>	<p>日程第3、協議案第2号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました協議案第2号当別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>議案書の22～28頁、別冊の34～43頁をご高覧ください。</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。</p> <p>よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、詳細は子ども未来課長から説明します。</p>
<p>子ども未来課長</p>	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の22～28頁、別冊の34～43頁をご高覧下さい。</p> <p>現法令においては、乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、0歳から3歳までの子どもを対象とした家庭的保育事業者等による保育の提供終了後も、満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないとされております。</p> <p>しかしながら、厚労省の全国調査では、半数以上の事業者等が連携施設の要件を満たしておりませんでした。</p> <p>幸いにも当別町においては、当該事業者等が設置されておりませんが、全国調査を踏まえた国の省令の改正に合わせて、条例を改正しようとするものです。</p> <p>改正内容の概略を申し上げます。</p> <p>① 保育所等の連携に係る経過措置の期限の延長</p>

	<p>② 保育士配置に要する保育士資格要件の拡大</p> <p>③ 食事の提供に関する経過措置</p> <p>等を行っております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、ご質問等はございますか。
小林委員	家庭的保育事業者等は、教育や保育が継続的に提供されるように、保育所、幼稚園、認定こども園と連携しなければならないということでしょうか。
こども未来課長	その通りです。家庭的保育施設は5人以下、小規模保育施設は19人以下の預かりであり、これらの施設は原則0～2歳までの子どもしか預かれないようになっております、2歳になり卒園を迎える段階で、次の保育所や幼稚園への引き継ぐことを前提として、連携施設を持たなければならないという定めです。これまでは認可施設のみが連携施設の対象となっております。
教育長	<p>他にございませんか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第2号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第2号は原案のとおり了解致しました。</p>
【日程第4】 教育長	<p>日程第4、協議案第3～10号は関連があるため、一括上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、一括議題となりました協議案第3号から協議案第10号までの関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>議案書につきましては、29～44頁、別冊44～46頁をご高覧ください。</p>

	<p>協議案第3号当別町子どもプレイハウス条例の一部を改正する条例制定について、協議案第4号当別町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、協議案第5号当別町社会教育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、協議案第6号当別町文化財施設等の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、協議案第7号当別町総合体育館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、協議案第8号当別町子ども発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について、協議案第9号当別町ファミリー・サポート・システム事業実施要綱の一部を改正する訓令制定について、協議案第10号当別町学習交流センター管理運営要綱の一部を改正する訓令制定について、であります、「当別町の休日に関する条例の一部を改正する条例制定」が、9月当別町議会定例会に上程予定となっております。これまでの年末年始の休日を国や道、管内の市と同様とすることに伴い、町条例、規則、訓令並びに教育委員会規則及び訓令の一部を改正しようとするものです。</p> <p>よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただ今、提案説明がありましたが、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第3号から協議案第10号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第3号から協議案第10号は原案のとおり了解致しました。</p>
<p>【日程第5】 教育長</p>	<p>日程第5、協議案第11号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
<p>教育部長</p>	<p>（提案の説明）</p> <p>只今、議題となりました協議案第11号当別町要保護児童対策地域協議会委員の解職につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>議案書の45頁、別冊の47頁をご高覧ください。</p> <p>当別町要保護児童対策地域協議会委員の渡辺 典子（わたなべ のりこ）氏から、令和元年8月31日付けをもって辞任したい旨の申し出がありましたので、同氏の委員を解職するため、委員会の議決を得ようとするもの</p>

	<p>です。</p> <p>よろしくご審議をいただきますよう、お願いします。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第11号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第11号は原案のとおり了解致しました。</p>
【日程第6】 教育長	<p>日程第6、協議案第12号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>
教育部長	<p>（提案の説明）</p> <p>只今、議題となりました協議案第12号当別町要保護児童対策地域協議会委員の委嘱につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>議案書の46頁、別冊の47頁をご高覧ください。</p> <p>当別町要保護児童対策地域協議会委員の新たな委員として、二口 之則（ふたくち ゆきのり）氏を委嘱するため、委員会の議決を得ようとするものです。</p> <p>よろしくご審議をいただきますよう、お願いします。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、ご質問等はございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第12号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第12号は原案のとおり了解致しました。</p>
【日程第7】 教育長	<p>日程第7、協議案第13号を上程致します。</p> <p>提案の説明を求めます。</p> <p>教育部長。</p>

<p>教育部長</p>	<p>(提案の説明)</p> <p>只今、議題となりました協議案第13号令和元年度9月補正予算につきまして、提案の説明を申し上げます。</p> <p>議案書の47～49頁をご高覧ください。</p> <p>本補正予算は、歳入において諸収入30万円を増額、歳出において民生費30万円を増額、教育費において768万8千円を減額しようとするものです。</p> <p>よろしく、ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、詳細は、学校教育課長、社会教育課長、子ども未来課長から説明します。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>議案書49頁の別記補正予算概要説明書によりご説明申し上げます。</p> <p>歳出の9款教育費 1項教育総務費 5目学校給食費におきまして、847万円の減額としております。内容としては、学校給食調理外業務委託にかかる入札差金の減額と労務単価等の変更に伴う給食センターの除雪業務委託費を増額しております。</p> <p>次に、2項小学校費 1目学校管理費におきまして、7万8千円、3項中学校費 1目学校管理費におきまして、10万円を労務単価等の変更に伴い、町内小中学校の除雪業務委託費をそれぞれ増額しております。また、3項中学校費 2目教育振興費におきまして、18万円を増額しております。陸上競技など部活動における全道大会出場にかかる補助金を増額するものです。</p> <p>以上です。</p>
<p>社会教育課長</p>	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>議案書49頁の補正予算概要説明書によりご説明申し上げます。</p> <p>歳出の4項社会教育費 1目社会教育総務費におきまして、社会教育事業にかかる講演会を実施するため、20万円を増額しようとするものです。同項2目社会教育施設費におきまして、11万3千円、5項保健体育費 3目総合体育館費におきまして、11万1千円を労務単価等の変更に伴い、各施設の除雪業務委託をそれぞれ増額しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>子ども未来課長</p>	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>議案書48～49頁の補正予算概要説明書によりご説明申し上げます。</p>

	<p>歳出の3款民生費 2項児童福祉費 4目子育て支援センター費におきまして30万円、地域づくり研修会を開催するにあたり、講師謝金と消耗品費を増額しております。本事業を実施するにあたり、歳入の22款諸収入 4項雑入 1目雑入におきまして、歳出と同様に、30万円を増額しております。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>ただ今、提案説明がありましたが、ご質問等がございますか。</p> <p>なければ、質疑を打ち切り、協議案第13号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第13号は原案のとおり了解致しました。</p>
<p>【閉会の宣言】</p> <p>教育長</p>	<p>以上で、本日の日程は、すべて終了致しました。</p> <p>令和元年第4回当別町教育委員会定例会を閉会致します。</p>
教育長	<p>次回の定例会の日程であります、令和元年9月30日(月)午後4時から役場3階中会議室での開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、すべてを終了させていただきます。お疲れ様でした。</p>

閉会 午後3時40分